

# 協会けんぽ やまなし

令和6年

8月号  
Aug.

職場内で掲示・回覧をお願いします。

## 令和5年度被扶養者資格再確認にご協力いただきありがとうございました

令和5年度被扶養者資格再確認を行った結果を報告いたします。

**被扶養者の解除となった人数** : **約7.1万人**

(令和6年3月31日現在)

**解除による効果額** : **約10億円**

(高齢者医療制度への負担軽減額)

## 令和6年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い ～保険料負担の軽減につながる大切なお願いです～

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。昨年度同様に今年度もご協力いただきますようお願いいたします。

**確認の対象となる方**:令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者

※該当者がいない場合は、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません

**送付時期** :令和6年10月以降順次発送予定

**提出期限** :令和6年11月29日(金)予定

## ～健康保険の扶養の認定やお手続きは 全て日本年金機構で行っています～

被扶養者の解除となった理由として、就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を日本年金機構へ提出していないというものが多くを占めています。ご家族が就職や一定の収入を超えた場合など被扶養者の要件に該当しなくなった時は**日本年金機構**へ「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合はすみやかに**日本年金機構**へ届出をお願いいたします。

お手続き等の詳細は、**日本年金機構**のHPをご覧ください

業務グループ: ☎055-220-7752



# 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、令和6年9月2日(月)から  
「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

## 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

# ☎0570-015-369

開設時間：8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

(※)マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、

国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に お願いします。

(※)協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

### 【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、  
インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、  
マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語



## マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ 保険証	マイナンバー カード 	マイナンバーカードの 入手後、マイナンバー カードの保険証利用 登録を行う	カードリーダー が設置されてい る医療機関を受 診するとき	医療機関に設置さ れているカード リーダーで読み取り
資格情報 の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付 (申請不要) (マイナポータルから確認できる 「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には令和6年 9月に送付予定	カードリーダー が使えない場合 に医療機関を受 診するとき	マイナンバーカー ドと資格情報のお 知らせの両方を医 療機関に提示 (資格情報のお知らせのみ では受診不可)
資格 確認書	従来の健康 保険証と同じ プラスチック カード型 (色は黄色) 	・資格取得時等に申請 (令和6年12月2日から発行開始) ・既加入者でマイナ保険証 をお持ちでない方には、 令和7年12月2日以降に 職権で発行予定	マイナ保険証を お持ちでない方 が医療機関を受 診するとき	医療機関に提示